



富士通グループ グリーン調達基準



いつも地球を見守っている

2013年7月9日 (第6.0版)

富士通株式会社

購買本部

環境本部

テクノロジーセンター

目 次

1. はじめに.....	2
2. 富士通グループ環境方針.....	3
3. グリーン調達基準について.....	4
3.1. 目的.....	4
3.2. 適用範囲.....	4
4. グリーン調達の要件.....	4
4.1. 環境マネジメントシステム(EMS)の構築.....	5
4.2. 富士通グループ指定化学物質の規制遵守.....	6
4.3. 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築.....	8
4.4. CO ₂ 排出抑制/削減の取り組み.....	9
4.5. 生物多様性保全の取り組み.....	10
4.6. その他.....	11
5. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い.....	12
5.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示.....	12
5.2. 省エネルギー.....	12
5.3. 再資源化への配慮.....	12
5.4. 処理・処分の容易化.....	13
5.5. 包装材の環境配慮.....	13
6. 情報の開示.....	15
6.1. 納入品に関する情報.....	15
6.2. お取引に関する情報.....	15
【改訂履歴】.....	17

1. はじめに

富士通グループは、グローバルICT企業としての使命を認識し、環境負荷の低減を追求しながら、お客様・社会とともに持続的な成長・発展を目指します。そして企業および社員の行動の原理・原則を示したFUJITSU Wayの企業指針「社会に貢献し地球環境を守ります」に基づき、計画的かつ継続的に環境経営に取り組んでいます。

環境活動の考え方を富士通グループ全社員に浸透させ、日々の業務における実践を促すために、環境コンセプト「Green Policy 21」を策定し、さらに2020年に向けての富士通グループが果たすべき役割と方向性を中期環境ビジョン「Green Policy 2020」で示しています。この中期環境ビジョンの達成に向けて、2013年度から2015年度における具体的な目標を設定した「第7期富士通グループ環境行動計画」を推進しています。

本計画では、ICTの利活用をさらに社会全体に押し進めていくことで、お客様や社会の環境課題解決への貢献を拡大していきます。ソリューション・サービスによりお客様や社会の温室効果ガス排出量を累計2,600万トン以上削減、製品については新製品の50%以上をエネルギー効率トップレベルに引き上げるとともに、資源効率を2011年度比で20%以上向上します。また、富士通グループの事業活動における環境配慮を進め、工場や事業所における一層の省エネやデータセンターの環境パフォーマンスを向上することで、温室効果ガス排出量を1990年度比20%以上削減します。

富士通グループは、お客様やパートナー、お取引先とのグローバルなバリューチェーンでリーダーシップを発揮し積極的に協働していくことで、企業理念である持続可能で豊かな社会の実現を目指します。

富士通グループにおける調達につきましては、グリーン調達の考え方を「富士通グループグリーン調達基準」にまとめ、お取引先に遵守をお願いしています。富士通グループは、本調達基準に基づく調達活動を推進し、今後とも地球環境保全に対する社会的責任を果たしてまいります。お取引先の一層のご理解と、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 富士通グループ環境方針

富士通は、1935年の創業以来、「自然と共生するものづくり」という考えのもと、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、富士通グループの事業の独自性を反映させた環境経営を推進するために「富士通グループ環境方針」を定めています。

富士通グループは、この方針を基本に環境保全活動に取り組んでいます。

理 念

富士通グループは、地球環境保全への取り組みが重要な経営課題であると認識し、ICT企業としてその持てるテクノロジーと創造力を活かし、社会の持続可能な発展に貢献します。また、事業活動にかかわる環境法や環境上の規範を遵守するにとどまらず、自主的な地球環境保全活動に努めます。さらに、豊かな自然を次の世代に残すことができるよう、すべての組織と一人ひとりの行動により先行した取り組みを継続して追求していきます。

行動指針

- 優れたテクノロジー、ICTプロダクト、ソリューションによる総合的なサービスの提供を通じ、お客様や社会の環境負荷低減と環境効率の向上に貢献します。
- 環境と経済の両立に貢献するビジネスを積極的に推進します。
- ICTプロダクトおよびソリューションのライフサイクルのすべてにおいて環境負荷を低減します。
- 省エネルギー、省資源および3R(リデュース、リユース、リサイクル)を強化したトップランナー製品を創出します。
- 化学物質や廃棄物などによる自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防します。
- 環境に関する事業活動、ICTプロダクトおよびソリューションについての情報を開示し、それに対するフィードバックにより自らを認識し、これを環境活動の改善に活かします。
- 社員一人ひとりは、それぞれの業務や市民としての立場を通じて気候変動対策や生物多様性保全を始めとした地球環境保全に貢献し、更に広く社会へ普及啓発を図ります。

3. グリーン調達基準について

3.1. 目的

富士通グループは、「Green Policy 21 - すべてをグリーンにします」の環境コンセプトのもと、あらゆる事業領域で環境活動を行っており、その一環として環境負荷の少ない製品の調達を推進しています。

本調達基準は、グリーン調達に関する富士通グループの基本的な考え方や、お取引先をお願いする具体的内容について示しています。

3.2. 適用範囲

本調達基準は富士通グループ共通の基準として制定し、富士通グループ会社がお客様へ販売する製品に適用するために調達する納入品、およびそのお取引先に適用いたします。ここでいう「納入品」は、材料、部品、ユニット、付属品、包装材、OEM/ODM 製品、設備、ソフト・サービス等、となります。なお、富士通グループ社内で使用される OA 機器、文房具、事務消耗品等は含みません。

本基準における富士通グループ会社とは、(16/17)ページに示す当社の関係関連会社です。

なお、富士通グループのお客様からのご要求や、富士通グループ会社各社の事業形態により、本調達基準と異なる基準を提示する場合、あるいは個別の購入仕様書や図面で別途要求仕様の規定がある場合には、それらを優先してください。

4. グリーン調達の要件

富士通グループがお取引先に求める「グリーン調達」の要件としては以下の5つがあります(表1)。

富士通グループはこれらの要件を満足するお取引先からの調達を推進します。各要件の詳細については4.1.~4.5.項をご覧ください。

表 1 お取引先に求めるグリーン調達の要件

	要件	部材系のお取引先*	部材系以外のお取引先	項
(1)	環境マネジメントシステム(EMS)の構築			4.1
(2)	富士通グループ指定化学物質の規制遵守		-	4.2
(3)	製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築		-	4.3
(4)	CO ₂ 排出抑制/削減の取り組み			4.4
(5)	生物多様性保全の取り組み			4.5

*部材系のお取引先:富士通グループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品等を納入するお取引先

4.1. 環境マネジメントシステム (EMS) の構築

富士通グループでは、お取引先にEMSの構築をお願いしております。

EMSは原則、ISO14001等の第三者認証EMSの構築をお願いしていますが、未構築のお取引先には、以下「EMSレベル」で説明する、「レベル1」もしくは「レベル2」の構築をお願いいたします。

富士通グループでは、これら「レベル1」、「レベル2」の運用を通じて、お取引先が第三者認証EMSを構築できるよう支援しています。

【EMSレベル】

・レベル3 : ISO14001、エコアクション21、エコステージ、KES、ISO14005 準拠版など

・レベル2 : 富士通グループ環境マネジメントシステム (FJEMS)、お取引先独自EMS

- FJEMS (Fujitsu Group Environmental Management System):

ISO14001の基本要素を盛り込んだ富士通グループ独自のEMSです。

PDCAのステップで運用することによりEMSが効果的に根付くことを狙いとしており、将来的に第三者認証EMSを取得するための準備ツールとして利用いただけます。

ご希望のお取引先には、具体的な構築/運用についてご説明いたします。

なお、本EMSは日本語版のみのご提供となります。

- お取引先独自EMS:

お取引先が独自に構築・運用しているEMSのことです。

・レベル1 : 自社で定めた環境保全活動 + 環境活動責任者の設定

(富士通グループから依頼する「環境調査票」で確認します)

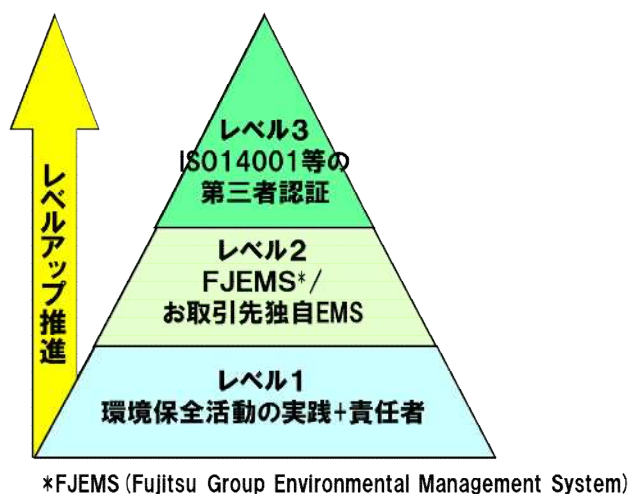


図 1 お取引先に求める EMS 構築のレベル

4.2. 富士通グループ指定化学物質の規制遵守

1) 指定化学物質選定の考え方

富士通グループは、納入品(富士通グループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品および包装材)に適用する化学物質規制を定め、お取引先に遵守をお願いしております。対象化学物質は、EU RoHS 指令や REACH 規則などの国際的な法規制に関わる物質、および日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」(化審法)の「第一種特定化学物質」等を参考とし本調達基準において規定しております。詳細は下記 2)項を参照してください。また、指定化学物質の含有に関する情報開示については、6.1.項の「納入品に関する情報の開示」をご参照ください。

2) 富士通グループ指定化学物質

納入品(富士通グループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品および包装材)は、富士通グループが定める下記 a) ~ e) の各規制を遵守してください。

ただし、購入仕様書、図面等に個別の指定(例えば、下記物質群以外の化学物質に関する指定、異なる含有禁止基準、または異なる除外用途の適用等)がある場合はそれらが優先されます。

また、包装材は、お取引先(またはお取引先が業務を委託した運送業者)が行った包装を富士通グループで開梱せず、そのまま富士通グループのお客様に渡る包装材も対象とします。なお、5.5.項(包装材の環境配慮)に環境アセスメント実施に関するお願い事項がありますので、そちらもご覧ください。

指定化学物質の管理に関する基本的な考え方については、「富士通グループ指定化学物質の非含有管理に関する指針」(<http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>)も併せてご参照ください。

「富士通グループ指定化学物質リスト」は、常に最新版を下記 URL へ掲載しておりますので、こちらをご確認ください。 <http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>

a) 含有禁止物質

- 納入品(包装材含む)は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 1 に記載された化学物質の含有を原則として禁止します。
- 対象物質、含有禁止基準、および含有率算出等の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 1 および注釈を参照してください。
- 「富士通グループ指定化学物質リスト」に示す含有禁止物質に係る除外用途に該当する場合は、含有禁止の対象外とします。
- 鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr⁶⁺)の 4 物質群は、富士通グループの顧客要求条件に適合するため使用せざるを得ない場合があるため、購入仕様書、図面等で含有禁止の要求をした納入品についてのみ、含有禁止の対象とします。

b) 含有報告物質

- 納入品(包装材含む)へ「富士通グループ指定化学物質リスト」表 2 に記載された化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告してください。

- 対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、および含有率算出等の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 2 および注釈を参照してください。
- REACH 規則における「認可候補物質」など、国際的な法規制により情報伝達が必要となる物質については、今後、含有報告物質に追加していく予定です。これらの物質が含有している場合は、本基準の改定を待たず報告をお願いする場合があります。

c) 含有管理物質

- 納入品へ、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 3 に記載された化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理してください。
- 対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、および含有率算出等の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 3 および注釈を参照してください。

d) 製造時使用禁止物質

- 納入品の製造時、「富士通グループ指定化学物質リスト」表 4 に記載された化学物質を使用することを禁止します。ただし、HCFC 類を除きますが、使用する場合は排出が極力無いようにし、使用量の削減に努めてください。
- なお、分析・測定および商品開発など納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機・空調機での使用は対象外とします。

e) 納入先国・地域における法規制対象物質

- 上記 a) ~ d) で対象としていない物質であっても、納入先国・地域(例えば、海外の富士通グループ会社へ納入する場合)において含有化学物質または使用化学物質に関する法規制がある場合は、当該法規制を遵守してください。参考として下記に製品含有化学物質に関する国内外の主な法規制を記載します。ただし、全てを網羅しているわけでないので、必要に応じて確認をお願いいたします。

(国内)

- 化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)
- 労働安全衛生法 (安衛法)
- 資源有効利用促進法 (3R 法) による規制物質の含有情報開示要求 (J-Moss)
- 特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)

(海外)

- EU 加盟国 : RoHS 指令、REACH 規則「制限」
- スイス : 特定の危険物質、調剤およびアークティックの取扱の際のリスク軽減に関する政令 (化学品リスク軽減政令、ChemRRV)
- ノルウェー : 製品規制
- 米国 : 有害物質規制法 (TSCA)
- 中国 : 電子情報製品汚染抑制管理弁法 (中国版 RoHS)

4.3. 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築

富士通グループでは、部材系のお取引先に対し、CMSの構築をお願いしています。

EUのRoHS指令やREACH規則、中国の「電子情報製品汚染防止管理弁法」(中国版RoHS)、日本のJ-Mossに代表されるように、製品に含まれる特定化学物質の管理が必要とされてきており、これらの要請に対応するためサプライチェーンに連なる各企業は、社会的責任として製品に含まれる化学物質について「適正で実効性のある管理」を行うことが必要となってきました。

また企業の負担軽減等を目的に、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」^{*1}発行や日本工業標準調査会(JISC)の「JIS Z 7201:2012」^{*2}公開などで、製品含有化学物質に関する管理指針の共通化を産業界全体で進めております。

富士通グループでは上記「製品含有化学物質管理ガイドライン」および「JIS Z 7201:2012」の趣意に沿い、具体的にお取引先に実施していただきたい事項を明確化した「CMSチェックシート」を作成しました。なお、富士通グループがお取引先に求めるCMSの概要は、表2をご参照ください。

富士通グループでは、CMSの構築状況および運用状況確認のため、お取引先の製造拠点等を訪問し、「CMSチェックシート」に基づいて監査を実施しております。また監査結果に基づき、実施不十分な項目に対する改善のお願いや、必要に応じてCMS構築の支援等を実施しておりますが、改善が見られない場合は、お取引の見直しを行う場合があります。

なお、詳細につきましては、CMS構築をお願いするお取引先に個別にご説明いたします。

*1: ガイドラインはJAMPホームページよりダウンロード可能

(<http://www.jamp-info.com/>)

*2: JIS Z 7201:2012「製品含有化学物質管理-原則及び指針」2012年8月20日発行

JISCホームページより閲覧可能 (<http://www.jisc.go.jp/index.html>)

表 2 CMS の要求項目

項	要求項目	要求内容の概要
1	方針	経営責任者、事業責任者による取組み方針の明確化
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	管理範囲の明確化	管理すべき製品・工程・構成部材・化学物質の明確化
4	目標の策定及び運用プロセスの計画	目標・計画の明確化と見直しの実施
5	組織体制、責任と権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
6	設計・開発	設計・開発過程における要求事項への適合確認、他
7	含有化学物質情報入手・確認	サプライヤーからの情報入手・確認の仕組作り
8	購買管理	サプライヤーへの要求事項伝達、他
9	受入確認	部材受入時の自社基準への適合確認
10	工程管理	化学物質の含有量が変化する工程における管理内容の明確化、識別管理、コンタミ防止、他
11	出荷時の確認	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
13	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更(設計、工程、購入先等)が生じた場合の処理手順明確化
14	不適合時の対応	不適合品発生時の処理手順明確化
15	教育・訓練	教育内容の明確化
16	文書化及びその管理	文書・記録の保管管理手順の明確化
17	コミュニケーション	情報共有化の体制構築
18	パフォーマンスの評価及び改善	内部監査等による管理実施状況の評価及び改善
19	マネジメントレビュー	経営者による課題事項の改善

要求項目、および要求内容は必要に応じて見直しを行います。

4.4. CO₂ 排出抑制/削減の取り組み

富士通グループでは、地球温暖化などの気候変動問題への対応として、お取引先に CO₂ 排出抑制/削減の取り組みをお願いしています。

取り組みの段階的発展という観点から、取組状況を3つのステージに分類し、お取引先にステージ 2 以上の取り組みをお願いしております。

ここでいう「CO₂」には、温室効果ガス(N₂O、CH₄、SF₆、HFC、PFC 等)も含まれます

【 ステージ 1: 取組表明 】

CO₂ 排出抑制/削減の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する段階です。なお CO₂ 排出抑制/削減に取り組んでいくためには、自社の CO₂ 排出量、または CO₂ 排出量の指標になり得る数値データ(電力使用量、燃料使用量など)を管理して、活動を実施していることが理想的です。

【 ステージ 2 : 活動実践 (+ステージ 1 を含む) 】

自社で実質的な活動を実践している段階です。

CO₂ 排出抑制/削減においては、数値目標、方針、計画のいずれかを設定した取り組みを実施していることを指します。進捗確認が容易になり、PDCA サイクルが回りやすくなるため、数値目標を設定することが理想的です。ただし CO₂ 排出に関する数値データが現状で管理できていないなどの理由で、数値目標の設定が困難な場合は、将来的な活動の方向性を定めた上で、方針あるいは計画を設定して活動を推進することが重要です。

【 ステージ 3 : 取組範囲の拡大(+ ステージ 2 を含む) 】

自社内の取り組みから、自社の外にまで活動を拡大している段階です。

ステージ 3 は、取組範囲の拡大となる活動と位置づけています。自社内の取り組みだけではなく、サプライチェーン上流への CO₂ 排出抑制/削減の働きかけや、外部組織との検討作業の協働が挙げられます。

サプライチェーン上流への働きかけを実施することにより、サプライチェーン全体で CO₂ 排出抑制/削減の取り組みが強化できます。

協働する外部組織とは、業界、政府、自治体、経団連、NGO/NPO 等の団体や国際的な関係機関等です。協働とは主に、検討 WG、検討プロジェクトなどで活動内容や方針等の検討・策定に参画することを指しますが、該当する外部組織への寄付なども含まれます。

4.5. 生物多様性保全の取り組み

富士通グループでは生物多様性保全について、CO₂ 排出抑制/削減の場合と同様、取り組みを3つのステージに分類し、お取引先にステージ 1 以上の取り組みをお願いしております。

【 ステージ 1 : 取組表明 】

生物多様性保全の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する段階です。

【 ステージ 2 : 活動実践 (+ ステージ 1 を含む) 】

自社で、実質的な活動を実践している段階です。

企業としての取り組みを展開するためには、経営層が責任者となる全社的な活動組織が確立されている必要があります。

その上で、生物多様性保全に関する全社的な取り組み、拠点ごとの取り組み、部門ごとの取り組み等を実践していきます。

【 ステージ 3 : 取組範囲の拡大(+ ステージ 2 を含む) 】

自社内の取り組みから、自社の外にまで活動を拡大している段階です。

ステージ 3 は、取組範囲の拡大となる活動と位置づけています。自社内の取り組みだけではなく、サプライチェーン上流への生物多様性保全活動の働きかけや、外部組織との検討作業の協働が挙げられます。

サプライチェーン上流へ、生物多様性保全への取り組みを働きかけていくことにより、サプライチェーン全体の取組強化が可能になり、生物多様性保全の意識が社会全体に普及していく一助となります。

協働する外部組織とは、業界、政府、自治体、経団連、NGO/NPO 等の団体や国際的な関係機関等です。協働とは主に、検討 WG、検討プロジェクトなどで活動内容や方針等の検討・策定に参画することを指しますが、該当する外部組織への寄付なども含まれます。

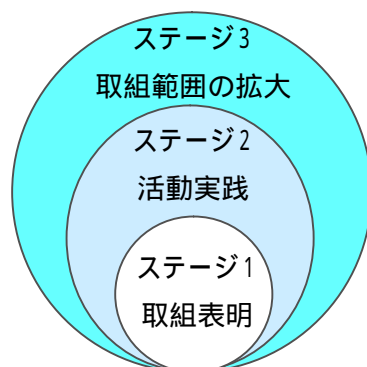


図2 CO₂排出抑制/削減および生物多様性保全のステージ

表3 CO₂排出抑制/削減および生物多様性保全における、各ステージの適合基準

ステージ	CO ₂ 排出抑制/削減の取り組み	生物多様性保全の取り組み
3	取組範囲の拡大 (+ステージ2を含む)	
	下記1) か2)、いずれかの実施 1) サプライチェーン上流への働きかけ 2) 外部組織との協働	
2	活動実践 (+ステージ1を含む)	
	数値目標、方針、計画のいずれかを設定した活動の実施	下記1) と2) 両方の実施 1) 生物多様性保全に関する全社的組織の確立 2) 具体的な取り組みの実践
1	取組表明	
	社外に向けた取組表明	

4.6. その他

急激な人口増加、水源汚染の進行等に伴い、世界的な水需要量の増大や水資源の不足が国際的課題になっており、事業活動においても、水資源保全への取り組みが求められています。

貴社のできる範囲で、水資源保全に取り組んでくださるようお願いいたします。取り組み例は以下に示します。

- ・ 水使用量の削減
(水の流しっぱなしの抑制、トイレの節水、工業用水 / 上水の循環利用、雨水の活用等)
- ・ 水質汚濁防止
(工場排水の浄化、定期的水質検査等)
- ・ 河川、湖等の清掃活動
- ・ 森林保全活動(水源涵養活動)

5. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い

納入品に適用される法令遵守をお願いいたします。また、納入品に対し可能な限り下記の環境アセスメントの実施をお願いいたします。

なお、購入仕様書、図面等に個別の指定がある場合はそれらを優先してください。

- ◆ 小型二次電池を使用している納入品への表示 (5.1)
- ◆ 省エネルギー (5.2)
- ◆ 再資源化への配慮 (5.3)
- ◆ 処理・処分の容易化 (5.4)
- ◆ 包装材の環境配慮 (5.5)

5.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示

小型二次電池を使用している納入品は、資源有効利用促進法を遵守し、法で義務付けられたリサイクルマーク等の表示や取出し容易性への配慮をお願いいたします。

5.2. 省エネルギー

納入品は、動作時および待機時に消費電力を可能な限り削減するとともに、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) 節電機能の保有

単体で節電機能を持つことが可能な納入品は、主電源以外の箇所の消費電力を自動的に小さくする機能や、オペレータ操作やスケジュール機能によりシステムの一部を切り離して運転する等の機能を保有していること。

2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の遵守

納入品が法で定める特定機器に該当する場合は、次の基準を遵守していること。

- ・法に基づき、エネルギー消費効率の表示を行っていること。
- ・法で定めるエネルギー消費効率の目標基準に配慮し、目標の達成に努めていること。

3) 国際エネルギースタープログラム基準の準拠

納入品が国際エネルギースタープログラムの対象製品に該当する場合は、国際エネルギースタープログラムで定める消費電力の基準値を満足するように努めていること。

5.3. 再資源化への配慮

納入品は再資源化の容易性に配慮し、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) プラスチック材料の統一

納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一していること。

2) リサイクル容易なプラスチック材料の使用

納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用していること。

3) ポリ塩化ビニルの使用抑制

納入品は、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料(熱収縮シート等)を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。

4) プラスチックへの塗装

納入品は、マテリアルリサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装および、めっき処理を可能な限り行っていないこと。

5) 材料表示の実施

納入品は、質量 25g 以上かつ、平らな部分の面積が 200mm² 以上のプラスチック部品すべてに JIS または ISO の規格に沿った材料表示を行っていること。

なお、難燃剤の表示は、JISK6899-4 (ISO1043-4)に沿った材料表示を可能な限り実施していること。

6) 納入品に添付されるドキュメント類の材料

納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、次の基準を遵守していること。

・ドキュメント類の全ページに再生紙を使用していること。

または、FSC 森林認証紙などの環境に配慮したバージンパルプを使用していること。

・ドキュメント類の表紙等に、再生を妨げるプラスチックコーティングを行っていないこと。

5.4. 処理・処分の容易化

納入品は使用後の処理・処分の容易化に配慮し、次に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) 分離・分解性への配慮、複合部品の削減

納入品は改造防止のため特殊ねじの使用等が義務付けられている場合や、火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある場合を除き、素手および一般工具(プラスドライバ、ナット回し、スパナ、六角レンチ、ピンセット、ニッパ、ペンチ、金槌)によって同一素材、材料単位に分離・分解できること。

5.5. 包装材の環境配慮

納入品の包装材は、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

(A) 富士通グループで開梱せず、そのまま富士通グループの顧客に渡る包装材について (製品の例:ソフトウェア媒体、単体で販売される富士通グループ製品のオプション品)

1) 包装材の材料

包装材の材料は、次の基準を遵守していること。

- 段ボールは、古紙配合率 70% 以上のものを使用していること。
- 紙系材料は、プラスチックコーティング、アート紙類の貼り合わせ加工をしていないこと。また外装箱への印刷用インキは、石油系溶剤を削減したインキ、または植物性成分を使用したインキを可能な限り使用していること。
- 適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用しないこと。

- 保護袋は特殊なものを除き、紙系または、ポリエチレン、ポリプロピレン等再生容易なプラスチック材料のみを使用していること。
- 紙袋は、プラスチックコーティングや窓部にプラスチックが貼り付けられていないこと。

2) 包装材への表示

包装材は、次の基準を遵守し、表示を実施していること。

- 容器包装リサイクル法で指定された包装材は、識別表示を実施していること。

(B) 富士通グループで開梱する製品の包装材について

1) 共通事項

- カドミウム、水銀、鉛、六価クロム等の有害重金属の量を可能な限り少なくすること。
- 可能な限り回収・リユースに努めること。
- 適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用しないこと。
- 再生が困難な材質(例:ウレタン製スポンジ)の包装材は、可能な限り使用しないこと。

2) パレット積載について

- パレットは、可能な限り繰り返し使用できる構造とすること。
- パレットの材質は、再生可能な材質とすること。
- ストレッチフィルムの巻き数は、可能な限り少なくすること。
- PPバンド掛けは、可能な限り行わないこと。

3) 包装箱について

- 古紙配合率の高い段ボールを使用すること。
- 可能な限り、再生を妨げる物質を混入・付着させないこと。

4) 内装用包装材(緩衝材、トレー、テープ、仕切り板など)について

- 簡易包装に努めること。
- 異種材料の貼り合わせは、可能な限り行わないこと。
- 粘着テープの使用は、可能な限り少なくすること。
- プラスチック包装材は、特殊な用途の場合を除き、PP、PE、PSなどの汎用プラスチックを使用すること。
- プラスチック包装材は、表示が可能な場合JISまたはISO規格に従った材料表示をすること。

5) 製品の充填のしかたについて

- 一箱内の員数の単位が指定されている場合は、その単位ごとに区分して充填すること。
- 包装箱内の製品の容積率ができるだけ大きくなるよう充填すること。

6. 情報の開示

6.1 項および 6.2 項に記載する情報の開示を依頼した場合は、指定期日までに速やかに当社グループ指定のフォーマットを用いてご回答ください。

6.1. 納入品に関する情報

- 使用部材に関する情報(構成材料の種類、および富士通グループ指定化学物質の含有有無、含有量、含有率、使用目的、使用部位等)
JAMP の情報伝達シート(AIS、MSDSplus)、富士通グループ独自フォーマット、当社グループの顧客が指定するフォーマットによる
- 指定化学物質の非含有等に関する情報
化学物質に関する不使用証明書、非含有保証書、含有規制適合保証書による
- 使用部材の組成分析データ等
なお、分析に関する基本的な考え方は「富士通グループ指定化学物質の含有分析に関する指針」(<http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>)をご覧ください。
- OEM 製品に対する、富士通グループが定める製品環境評価規定の情報提出を依頼した場合のアセスメント結果
- 過去実績のある使用部材の生産条件を変更する場合(4M 変更)の、変更に伴う品質・性能・環境面のリスク

6.2. お取引先に関する情報

- 環境保全の取組状況
富士通グループ環境調査票による

【富士通グループ会社一覧】

項	正式会社名
01	富士通株式会社
02	富士通アイソテック株式会社
03	株式会社富士通 IT プロダクツ
04	富士通アイ・ネットワークシステムズ株式会社
05	富士通テレコムネットワークス株式会社
06	富士通インターコネクトテクノロジーズ株式会社
07	株式会社富士通アドバンスエンジニアリング
08	富士通化成株式会社
09	富士通コワーコ株式会社
10	富士通コンポーネント株式会社
11	株式会社富士通エフサス
12	株式会社しなの富士通
13	株式会社島根富士通
14	富士通周辺機株式会社
15	新光電気工業株式会社
16	株式会社富士通ゼネラル
17	株式会社トランストロン
18	富士通ネットワークソリューションズ株式会社
19	株式会社富士通マーケティング
20	株式会社 PFU
21	富士通フロンテック株式会社
22	富士通ワイヤレスシステムズ株式会社
23	富士通VLSI株式会社
24	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
25	富士通セミコンダクター株式会社
26	Fujitsu Computer Products of Vietnam, Inc.
27	Fujitsu Network Communications Inc.

富士通グループ会社につきましては、今後、増減することがあります。

【改訂履歴】

- 2001年06月25日（第1版） 初版制定
- 2003年07月23日（第2版） 内容一部改訂
- 2003年10月28日（第2.1版） グループ会社一部変更
- 2004年11月01日（第3.0版） 不純物、未反応生成物に対する最大許容濃度を規定 他
- 2007年05月01日（第4.0版） 富士通グループ指定化学物質変更。対象グループ会社変更 他
- 2008年07月01日（第4.1版） 指定化学物質に PFOS 追加。除外用途の deca-BDE 削除。
対象グループ会社変更 他
- 2009年10月01日（第4.2版） 富士通グループ指定化学物質変更。含有報告物質追加。
含有禁止物質の除外用途見直し。富士通グループ会社変更 他
- 2010年01月21日（第4.3版） 含有報告物質（14物質）追加による変更。
- 2010年05月13日（第5.0版） CO₂排出抑制/削減 ・ 生物多様性保全の取組み追加
富士通グループ指定化学物質の詳細は、「富士通グループ指定化学物質リスト」を新設し移行、他
- 2010年10月25日（第5.1版） 富士通グループ会社変更
- 2011年10月11日（第5.2版） 内容一部改訂（4.2項、6.1項）
- 2013年07月09日（第6.0版） EMSの構築レベル一部見直し、CO₂排出抑制/削減のステージ適合
基準一部見直し、その他



いつも地球を見守っている

【お問合せ先】

富士通株式会社
購買本部 エンジニアリング購買統括部 グリーン調達推進部
E-mail : green@ml.css.fujitsu.com
Tel : 044-754-3561
Fax : 044-754-3586

【本基準の入手先】

<http://procurement.fujitsu.com/jp/green.html>